

物品調達に関する一般競争入札の公告

令和8年3月9日

公益社団法人岐阜県歯科医師会は次の物品について、一般競争入札を行うので公告する。

岐阜県岐阜市加納城南通り1番地8
公益社団法人 岐阜県歯科医師会
会長 長瀬好和



記

1. 入札に付する事項

(1) 物品購入の名称及び数量

物品名	数量
最新保険診療マニュアル 2026	1,100
【備考】	
・サイズ A4	
・製本 無線綴じ	
・頁数 356 ページ (表紙除く)	
・紙質 【表紙】 コートアイボリー<31 kg> 【本文】 上質紙<70 kg>	
・刷色 【表紙】 片面 4c カラー オフセット印刷 【本文】 2c (スミ+特色) オフセット印刷	
・加工 【表紙】 スカッフフリー	
・校正 簡易校正 4回 本機本紙校正 2回	
・本文の原稿は Word で作成したものを 4月中旬頃に提供予定	
・簡易校正時は PDF データ並びに校正紙を提出すること	

*「最新保険診療マニュアル 2024」を基準とした見積りとする

(2) 納入期限

令和8年7月15日

(3) 納入場所

公益社団法人 岐阜県歯科医師会館 2階

2. 入札参加者の資格に関する事項

この一般競争入札に参加するものに必要な資格は、次に掲げる条件をすべて満たしたものでなければならない。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れ、その他の契約に係る入札

資格停止措置要領に基づく入札参加資格停止措置を過去に受けていないこと。

- (3) 岐阜県から、岐阜県が行う契約から暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、過去に受けていないこと。または同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 岐阜県内に本社または支社があり、納入後においても対応が迅速にできる事業所であること。

3. 入札手続等に関する事項

- (1) 〒500-8486 岐阜市加納城南通 1-18

公益社団法人 岐阜県歯科医師会（第二事業部）

電 話 058-274-6116

F A X 058-276-1722

電子メール office@gifukenshi.or.jp

- (2) 入札の日時及び場所

ア 入札受領期限 令和8年3月19日（木）午後5時まで

イ 提出場所 岐阜市加納城南通 1-18 岐阜県歯科医師会館

- (3) 開札の日時及び場所

ア 開札日時 令和8年3月20日（金・祝）午前9時45分

イ 開札場所 岐阜市加納城南通 1-18 岐阜県歯科医師会館

- (4) 契約条項を示す場所

3の（1）に同じ。

- (5) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者の決定方法

落札者は、定めた予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。

ウ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とする。

エ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、中止する。

オ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として2週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

4. その他

- (1) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。
- (2) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無に関わらず契約を締結しないことがある。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。
- (3) 落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。